

◆学校施設の使用見直し方針 概要版◆

～令和7年度からの見直し方針についてお知らせします～

＜見直しの背景＞

学校施設の使用は、地域の安全な遊び場としての「学校ひろば」や、体育館で学校ごとに種目を決めて開放する「個人開放」のほかに、社会教育や公共の目的のために貸切りを行う「団体開放」や「目的外使用」があります。このたび区は、持続可能な施設運営と、適正な受益者負担を図るため、「団体開放」に対する使用料の徴収を行うこととしました。合わせて、近年、共働き家庭の増加により、放課後の子どもの居場所づくりが喫緊の課題となっていることや、学校更新工事に伴うグラウンドの不足等により、団体利用枠の減少が見込まれることから、学校施設の利用を希望するすべての区民の皆様に公平な利用を図るため、「学校施設の使用見直し方針」を作成しました。

＜学校施設使用見直しの主な内容＞

1 目的外利用におけるスポーツ団体利用を、学校開放（団体開放）へ移行します。

スポーツ団体の利用は、学校開放運営委員会の利用調整により利用枠を決定します。ただし、休日早朝時間及び平日夕方（ランランひろば等終了後）の校庭を利用している子どもスポーツ団体は、当該時間帯に限りこれまでの活動を行えるように優先します。

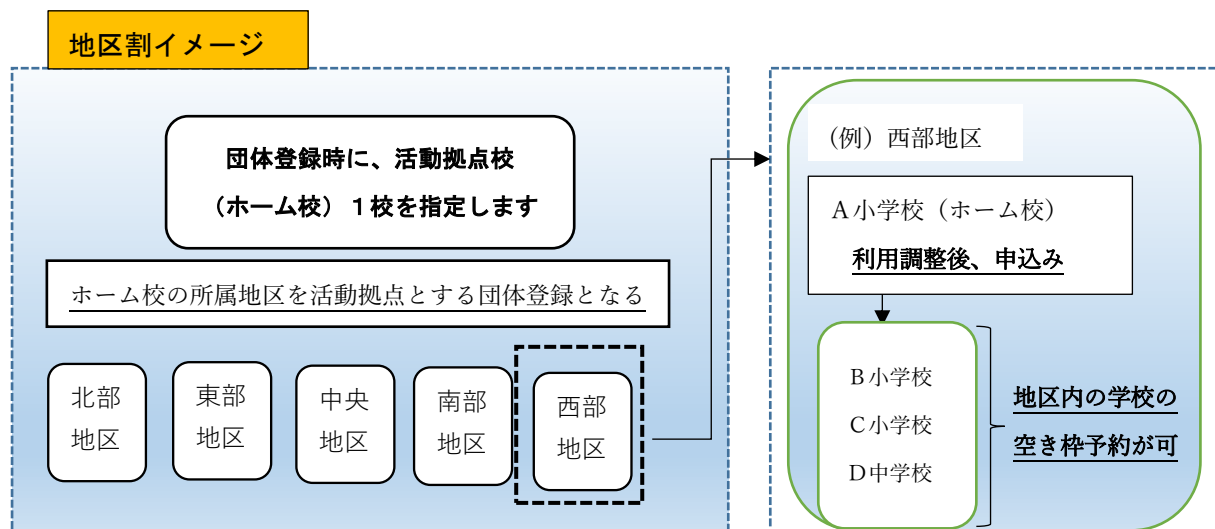
2 学校施設利用団体は、独自の要件確認を行います。

社会教育関係団体または地域活動団体の資格があることを学校施設使用の要件としていますが、それに加えて、以下の書類提出が必要です。詳細は、令和6年度後期に各団体あてお知らせします。

令和6年度中に、利用団体から学校施設利用要件確認書（誓約書）・団体登録者名簿（学校用）を区へ提出していただきます。学校施設を利用する団体の名簿管理や団体要件審査は、スポーツ団体はスポーツ振興課、文化団体は生涯学習課でそれぞれ行います。

3 ホーム校指定と地区割制を導入します。

学校施設利用団体は、登録時に小中学校の中から最も利用頻度の高い1校を選択し、「ホーム校」を指定します。さらに、ホーム校が所属する地区を活動地区とし、活動地区内にある学校の空き枠利用ができます。（ただし、他の地区の学校は利用できません）



※小学校をホーム校指定すると、予約は学校開放運営委員会の利用調整（対面）。

中学校をホーム校指定すると、予約は施設予約システムのオープン抽選。

ホーム校予約は小中学校ともに、利用月前月の第2土曜日を予定しています。その後、地区内の学校に空き枠がある場合は、先着順に予約が可能です。

4 団体利用月上限時間を設定します。

これまで制限を設けていませんでしたが、利用の公平性を保つため、1団体当たりの利用上限時間を設けます。ただし、項番1に示す優先利用枠の時間は、上限時間に含めません。

・校庭利用・・・月合計20時間までを上限とする

・体育館利用・・・月合計25時間までを上限とする

※校庭と体育館の両方を使用する団体は、20時間（校庭）＋10時間（体育館）の30時間まで。

また、経過措置として当面の間、空き枠予約に限り、利用上限を設けないこととします。

5 施設予約システムによる使用申請と使用料のオンライン決済を可能にします。

これまでは複写式の用紙に記入して提出いただきましたが、現在住区センター会議室等で運用している「目黒区施設予約システム」に学校施設を追加することで、各人のスマートフォン等からの予約、決済を行えるようにします。

また、スマートフォンによる申請や決済が困難な方に対しては、複写式用紙で申請いただけるほか、使用料の納付は、区役所や区立体育館等で販売する予定の「学校施設利用券」を購入し、承認書に貼付して学校へ提出してください。

6 ホーム校利用の子ども団体は使用料を免除するなど、適切な受益者負担を導入します。

原則としてすべての団体利用（行政利用は除く）において使用料を徴収しますが、以下の場合は減免されます。

★学校施設使用料の減額免除基準（学校開放）

対象	料金	条件
行政利用 （放課後の子ども居場所事業含む）	免除	国、東京都、特別区又は東京都と特別区との間若しくは特別区相互間の事務を処理するために設置された団体が行政目的のために利用するとき。
地域子どもスポーツ団体 【団体利用・学校開放】	免除	区内中学生以下の児童・生徒の活動のために設立された団体が、ホーム校で児童・生徒等の活動を行うために利用するとき。
	1/2 減額	区内中学生以下の児童・生徒の活動のために設立された団体が、ホーム校以外で児童・生徒等の活動を行うために利用するとき。

★学校施設使用料の減額免除基準（目的外利用）

対象	料金	条件
行政利用 （放課後の子ども居場所事業含む）	免除	国、東京都、特別区又は東京都と特別区との間若しくは特別区相互間の事務を処理するために設置された団体が行政目的のために利用するとき。
町会・自治会、住区住民会議、学校 PTA、学童保育クラブ保護者会 等	免除	区内の公共的活動団体が、区民のための公共的活動若しくは地域のコミュニティ活動を行うために利用するとき。
幼稚園・保育園	免除	区内私立学校・幼稚園・認可保育園・認証保育園等の幼児教育・保育活動（運動会等）行事を行うために利用するとき。
子ども団体 【文化団体利用】	免除	区内中学生以下の児童・生徒の活動のために設立された団体が、在校児童・生徒等の活動を行うために利用するとき。

<学校開放時間の取り扱いイメージ>

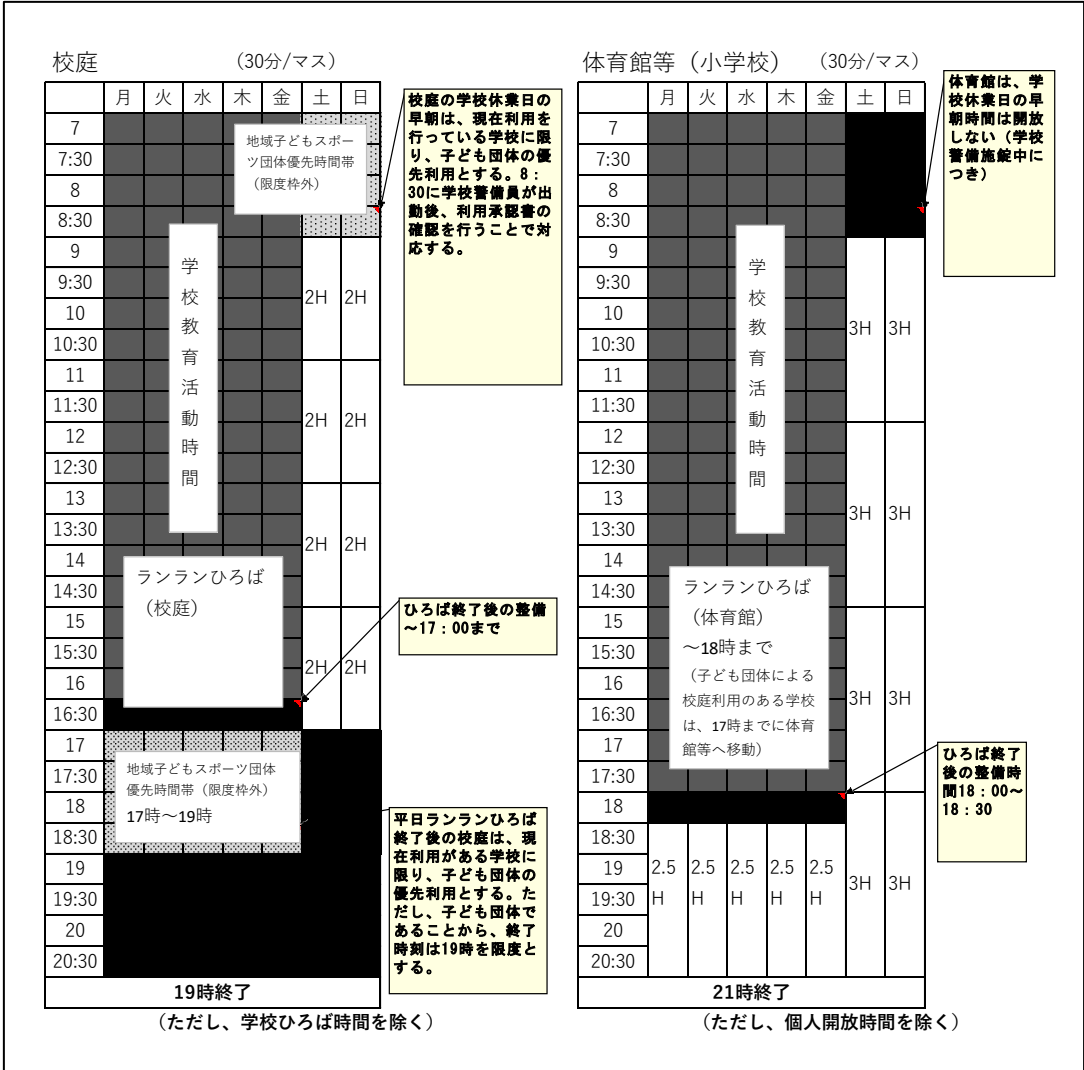
令和6年度以降は、ほぼすべての学校でランランひろば等が開設され、また、令和7年度から事業活動時間は原則18時までとなることを見込まれています。平日の放課後の校庭では、子どもスポーツ団体が概ね19時までの時間帯に団体利用（現行の目的外利用）を行っている学校があり、既存子ども団体の優先枠とする予定でしたが、ランランひろば等として校庭を18時まで使用した場合に、これらの団体の利用が困難になることが想定されま

した。そのため、該当校におけるランランひろば等の校庭利用については、17時までに関体に引き渡すこととし、校庭で遊んでいる子どもたちを体育館に移動させて18時まで過ごす運用を関係所管課に協議し、了承されたことから、平日放課後の子どもスポーツ団体優先枠については、17時～19時の2時間に統一しました。

また、一方、ランランひろば等の平日夜間の体育館の利用については、サブルームとしての特別教室が準備できない学校もあり、体育館を最低限必要な居場所として確保する必要があります。そのため、平日の小学校の体育館は18時までランランひろば等の活動場所とし、スポーツ団体等の利用については、区民交流活動室(仮)等の貸室の時間割と同じく、18時30分から21時までの2時間30分とします。

◆学校開放時間帯イメージ

白抜き 2H／3H／2.5Hが団体利用可能枠



＜使用料金について＞

◆料金設定（１時間当たり）注：すべての時間帯には、準備と片付けの時間を含みます

【目的外利用】

※ホーム校利用の子ども団体は、使用料免除

時間帯※	教室	体育館	校庭
午前（開放開始～12時まで）	300 円	500 円	400 円
午後・夜間（12時～開放終了）	400 円	600 円	500 円

※ 開放開始及び終了時刻は、施設や日程により異なります。

◆団体開放利用時間帯と使用料 :すべての開放日・時間は、学校により異なります。

【校庭 スポーツ利用】「学校ひろば」の実施日を除く

＜小学校・中学校＞

※ホーム校利用の子ども団体は、使用料免除

土日 祝日	平日	時間帯	時間数	大人団体（グラウンドゴルフ）	子ども団体※ ホーム校以外の使用 （大人の 1/2）
○	/	7：00～8：00	1H	—	200 円
○		8：00～9：00	1H	—	200 円
○		9：00～11：00	2H	800 円	400 円
○		11：00～13：00	2H	900 円	450 円
○		13：00～15：00	2H	1000 円	500 円
○		15：00～17：00	2H	1000 円	500 円
/	○	17：00～19：00	2H	—	500 円

【体育館・武道場等 スポーツ利用】「個人開放」の実施日を除く

＜小学校＞

※ホーム校利用の子ども団体は、使用料免除

土日 祝日	平日	時間帯	時間数	大人団体	子ども団体※ ホーム校以外の使用 （大人の 1/2）
○	/	9：00～12：00	3H	1500 円	750 円
○		12：00～15：00	3H	1800 円	900 円
○		15：00～18：00	3H	1800 円	900 円
/	○	18：30～21：00	2.5H	1500 円	750 円
○	/	18：00～21：00	3H	1800 円	900 円

<中学校>

※ホーム校利用の子ども団体は、使用料免除

土日 祝日	平日	時間帯	時間数	大人団体	子ども団体※ ホーム校以外の使用 (大人の 1/2)
○	○	19:00~21:00	2H	1 2 0 0 円	6 0 0 円

【目的外利用（小中学校共通）】

※子ども団体は、使用料免除

時間帯※	教室	体育館	校庭
午前（開放開始～12時まで）	300 円	500 円	400 円
午後・夜間（12時～開放終了）	400 円	600 円	500 円

※ 開放開始及び終了時刻は、施設や日程により異なります。